平成２９年（フ）第４３１７号
大阪市住吉区大領３丁目５番19号川西マンション302号
債務者　溝口　水貴（旧姓東石）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３１９号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番11号　アパートふじや405号
債務者　白坂　廣己
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３２５号
大阪市平野区喜連２丁目７番15―401号
債務者　岡本　幸久
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０４号
香川県高松市新田町甲2437番地７
債務者　山下さやか（旧姓内海）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１６号
香川県綾歌郡綾川町陶6311番地１　プラザ冨川104号
債務者　白石ゆかり（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３０号
北海道帯広市西８条北２丁目４番地　松本マンションＤ号室
債務者　原　雅美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
盛岡市みたけ２丁目11番29号
債務者　橋本　亜起
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２４２号
盛岡市西青山３丁目11番11号　ゲイブルハウスアオヤマ102号、前住所盛岡市西青山３丁目43番２号　オリーブⅠ101号、前々住所盛岡市月が丘３丁目８番３―305号
債務者　勝田　国彦
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２７４号
盛岡市上堂４丁目５番38号　サニーハイツＢ―201号、旧住所盛岡市上堂四丁目４番16号パンセスＢ202号
債務者　浜野　裕介
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７５号
新潟県新発田市貝屋74番地甲
債務者　中村　靖寛
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第７６号
新潟県新発田市東新町２丁目４番15号ドミール東新203
債務者　福地　拓磨
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第７８号
新潟県新発田市大手町２丁目８番７号
債務者　岡本　方孝
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１０５号
香川県丸亀市津森町903番地２　たなかハイツ102号
債務者　山田　愼也
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１１２号
香川県丸亀市中府町５丁目２番17号
債務者　田窪　光博
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第９０号
長崎県大村市富の原１丁目1442番地６　フォーサムＡ103号
債務者　田中亜寿美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
大分県日田市大字夜明3074番地１
債務者　安心院克也
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第３９号
北海道根室市西浜町１丁目105番地
債務者　松田　耕二
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
釧路地方裁判所根室支部